



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名：株式会社 東和銀行

(コード：8558 東証第一部)

代表者名：代表取締役頭取 吉永 國光

問合せ先：執行役員総合企画部長 竹之内 一朗

(TEL：027 - 230 - 1500)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社東和銀行（頭取 吉永 國光）は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第112回定時株主総会および普通株主、第二種優先株主に係る各種類株主総会に必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、第112回定時株主総会および普通株主、第二種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合し、また、あわせて、第二種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合（以下あわせて「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 単元株式数の変更の内容

当行の普通株式および第二種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件および変更予定日

平成29年6月27日開催予定の第112回定時株主総会、および普通株主、第二優先株主に係る各種株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認されることを条件とし、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものといたします。なお、単元株式数の変更の効力発生に伴い、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記1. (1)に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するとともに、第二種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするためであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式および第二種優先株式

②併合の方法・比率

普通株式および第二種優先株式のいずれについても、平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	普通株式	371,802,733株
	第二種優先株式	175,000,000株
株式併合により減少する株式数	普通株式	334,622,460株
	第二種優先株式	157,500,000株
株式併合後の発行済株式総数	普通株式	37,180,273株
	第二種優先株式	17,500,000株

④株式併合の影響

本株式併合により、普通株式および第二種優先株式の発行済株式総数はいずれも10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、各株式の1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、普通株式および第二種優先株式のいずれについても、株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数 (割合)		所有株式数 (割合)	
総株主	普通株式	15,457名(100.00%)	普通株式	371,802,733株(100.00%)
	第二種優先株式	1名(100.00%)	第二種優先株式	175,000,000株(100.00%)
10株未満 所有株主	普通株式	933名(6.03%)	普通株式	2,418株(0.00%)
	第二種優先株式	0名(0.00%)	第二種優先株式	0株(0.00%)
10株以上 所有株主	普通株式	14,524名(93.96%)	普通株式	371,800,315株(100.00%)
	第二種優先株式	1名(100.00%)	第二種優先株式	175,000,000株(100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の普通株主様933名(所有株式数の合計2,418株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数、発行可能種類株式総数

発行可能株式総数	130,000,000株
普通株式	130,000,000株
第二種優先株式	20,000,000株

当行の発行可能株式総数は、本併合により発行済株式が減少することから、現行の12億1,800万株から1億3,000万株に減少いたします。

同様に発行可能種類株式総数は、普通株式が現行の12億1,800万株から1億3,000万株に、第二種優先株式が現行の2億株から2,000万株に減少いたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、定款第6条(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)に規定する発行可能株式総数が、現行の12億1,800万株から1億3,000万株に、また、発行可能種類株式総数は、普通株式が現行の12億1,800万株から1億3,000万株に、第二種優先株式が現行の2億株から2,000万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

平成29年6月27日開催予定の第112回定時株主総会、および普通株主、第二種優先株主に係る各種株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認されることを条件といたします。

(7) 第二種優先株式に係る取得価額および下限取得価額の調整

当行の第二種優先株式に係る発行要項上、当行が株式の併合を行う場合、第二種優先株式に係る取得価額および下限取得価額は、当該発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の取得価額および下限取得価額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の取得価額および下限取得価額が確定次第、お知らせいたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、現行定款第8条に規定される当行の全ての種類の株式の単元株式数を100株に変更するとともに、「2. 株式併合」に記載した本株式併合による普通株式および第二種優先株式の発行済株式総数の減少を勘案して当行定款第6条に規定される普通株式および第二種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するものです。なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成29年10月1日をもって削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線 は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1,218,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>1,218,000,000</u> 株 第二種優先株式 <u>200,000,000</u> 株	第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>130,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>130,000,000</u> 株 第二種優先株式 <u>20,000,000</u> 株
第7条～第7条の2 (条文省略)	第7条～第7条の2 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式 第11条の2～第11条の9 (条文省略)	第2章の2 優先株式 第11条の2～第11条の9 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第18条の2 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第18条の2 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 第19条～第29条 (条文省略)	第4章 取締役および取締役会 第19条～第29条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会 第30条～第38条 (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第30条～第38条 (現行どおり)

<p>第6章 計算 第39条～第42条（条文省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第6章 計算 第39条～第42条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u> <u>（効力発生日）</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>
--	--

（注）上記定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）の変更のうち、発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされます。

（3）定款一部変更の条件

平成29年6月27日開催予定の第112回定時株主総会、および普通株主、第二種優先株主に係る各種類株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および上記（2）の定款の一部変更に関する議案が承認されることを条件といたします。

4. 日程

- （1）取締役会決議日 平成29年5月9日
- （2）定時株主総会決議日 平成29年6月27日（予定）
- （3）普通株主、第二種優先株主に係る各種類株主総会決議日 平成29年6月27日（予定）
- （4）本株式併合の効力発生日 平成29年10月1日（予定）
- （5）単元株式数の変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）
- （6）定款の一部変更の効力発生日 平成29年10月1日（予定）

以上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位を変更することです。これに伴い当行の普通株式については、証券取引所での売買単位も変更されます。
今回当行では、単元株式数および証券取引所での売買単位を、1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合は、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当行では、普通株式および第二種優先株式のいずれについても、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しております。

当行は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位となる単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当行普通株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。また、あわせて、第二種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株に併合する株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当数
①	3,000株	3個	300株	3個	なし
②	1,500株	1個	150株	1個	なし
③	1,385株	1個	138株	1個	0.5株
④	342株	なし	34株	なし	0.2株
⑤	7株	なし	0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、お支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度ご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本に変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、1株あたりの純資産額は株式併合前の10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 最低投資金額への影響はありますか。

A 6. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

Q 7. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金額は減るのですか。

A 7. 株主様のご所有の株式数は、10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受取になれる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式（1株に満たない株式）となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払することとなります。

Q 8. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 9. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 9. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q10. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A10. 単元未満株式の買取り（1単元に満たない株式を当行が買取る）のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。現在の単元株式数（1,000株）での買取りのご請求は平成29年9月26日（火）まで、新しい単元株式数（100株）での買取りご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記（※）の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。（単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください）

Q11. 株式の売買停止期間はありますか。

A11. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成29年9月26日（火）までとなります。平成29年9月27日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

※当行の株主名簿管理人：

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-707-843（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）